四日市市消防本部訓令第7号

四日市市消防本部庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和5年5月31日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防本部庁舎管理規程(令和2年四日市市消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(許可を必要とする行為)	(許可を必要とする行為)
第5条 庁舎等において次の各号のいず	第5条 庁舎等において次の各号のいず
れかに該当する行為をしようとする者	れかに該当する行為をしようとする者
は、あらかじめ消防長の許可を受けなけ	は、あらかじめ消防長の許可を受けなけ
ればならない。	ればならない。
(1)から(5)まで (略)	(1)から(5)まで (略)
(6) 撮影、録音、その他これらに類する	
<u>行為をすること。</u>	
2及び3 (略)	2及び3 (略)